

東京都立武蔵丘高等学校長殿

医療機関名

医師名

印

学校において予防すべき感染症の届出(登校許可証明書)

下記の者は周囲への感染のおそれが無くなったため、登校に差し支えないことを証明します。

記

1. 生徒氏名 生徒番号 _____ 氏名 _____

2. 病名

3. 出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4. 備考

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎(ポリオ)・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群(SARS)・中東呼吸器症候群(MERS)・特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
※ ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。		
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症(第3種の感染症として扱う場合もある) ・感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、サポウイルス、アデノウイルス、O-157 など) ・サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症 ・マイコプラズマ感染症・インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症・A型肝炎・溶連菌感染症・B型肝炎 ・伝染性紅斑・伝染性膿痂疹(とびひ)・急性細気管支炎(RSウイルス感染症など)・伝染性軟属腫(水いぼ) ・EBウイルス感染症・アタマジラミ・単純ヘルペス感染症・疥癬・带状疱疹・手足口病・ヘルパンギーナ ・皮膚真菌症⇒①カンジダ感染症②白癬感染症、特にトングランス感染症	

用紙を記入したら → 担任へ提出 → 担任(原本) → 教務部提出箱 → 保健室
 担任(コピー) 保管 → 公欠・出停入力